

いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant
Corporation

2023/01/10

VOL.128

◇ 新年のご挨拶 ◇

新年、明けましておめでとうございます。
旧年中は、格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの影響が続く中、中小企業のパワハラ防止措置の義務化、社会保険の適用範囲拡大、2段階に分けて行われた育児介護休業法の改正等、労務管理にまつわる法改正が数多くあった一年となりました。

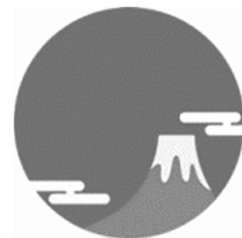
当事務所では、特に力を入れて取り組んできた育児休業法の改正への支援として、新たなサービスである動画配信を開始したところです。大変ご好評を頂いており、今後も旬なテーマを取り上げ公開してまいります。

本年も職員一同、皆さまの「困った！」に寄り添い、身近な存在としてお役に立てるよう、より良いサービスをご提供すべく、

- ・お客様にとって「身近な相談相手」になります
- ・相談には、「誠心誠意」「迅速」に対応いたします
- ・常に「心配り」「足配り」を心がけて業務いたします

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

Be Ambitious 社会保険労務士法人
代表社員 飯野 正明
会長 寺田 晃
職員一同



< 2023年4月以降の法改正の動き >

	施行日	法律名	内容
①	2023年4月1日	労働基準法	月60時間を超える時間外労働割増賃金率の引き上げ、 中小企業にも適用
②	2023年4月1日	労働基準法施行規則	給与のデジタル払いが可能に
③	2023年4月1日	育児介護休業法	育児休業取得状況の公表義務化
④	2023年4月1日	雇用保険法	雇用保険料率の変更（予定）
⑤	2023年4月1日	労働安全衛生法	危険有害な作業を行う請負人等に対する配慮の義務化
⑥	2023年10月1日	厚生年金保険法/健康保険法	士業事務所の社会保険の適用拡大
⑦	2024年施行予定	労働基準法	専門業務型裁量労働制の対象業務追加（予定）

詳細は裏面へ👉

① **2023年4月1日 労働基準法「月60時間を超える時間外労働割増賃金率の引き上げ」**

2023年4月1日からは、中小企業についても月60時間超の時間外労働についての割増賃金率を50%以上とする賃金の支払いが必要となります。制度の詳細は[いいの事務所ニュース VOL.125 \(2022/10/11\)](#)をご覧ください。

<改正に向けて対応すべき事項>

- ・制度の改正に合わせ就業規則の見直し
- ・代替休暇の検討(導入には労使協定が必要)
- ・月60時間超の時間外労働を把握(法定休日と法定外休日を分けて管理する)
- ・50%以上の割増賃金率で残業代を計算できるように設定

特に、月60時間以上の時間外労働が常態化している企業は、勤怠管理システムを活用し、従業員の労働時間を適切に把握し、業務量の見直しや残業の申請制導入などの対応を検討することになります。

② **2023年4月1日 労働基準法「給与のデジタル払いが可能に」**

2023年4月1日より、現金での直接支払いや銀行口座への振り込み等に限られていた賃金支払いについて、労働者本人の同意を前提に、資金移動業者の口座への支払いも可能となります。

③ **2023年4月1日 育児介護休業法「男性労働者の育児休業取得状況の公表を義務付け」**

2023年4月1日より、常時雇用する労働者の数が1,000人を超える事業主については毎年1回以上育児休業の取得状況を公表することが義務付けられます。

公表内容は、公表日の前事業年度における男性労働者の「育児休業等の取得割合」または「育児休業等と育児目的休暇の割合」とされています。

④ **2023年4月1日 雇用保険法「雇用保険料率の変更」(予定)**

2023年4月1日より、雇用保険料率の0.2%引き上げが予定されています。保険料率(予定)は、

労働者	6/1000 (失業等給付 4/1000 + 育児休業給付 2/1000)
会社	9.5/1000 (失業等給付 4/1000 + 育児休業給付 2/1000 + 二事業 3.5/1000)
合計	15.5/1000

⑤ **2023年4月1日 労働安全衛生法「危険有害な作業を行う請負人等に対する配慮の義務化」**

2023年4月1日より、危険有害な作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが義務付けられます。

⑥ **2023年10月1日 厚生年金保険法/健康保険法「土業事務所の社会保険の適用拡大」**

2023年10月より、常時5人以上の従業員を雇用している**土業**の個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になります。(弁護士/司法書士/行政書士/税理士/社会保険労務士等)

⑦ **2024年 労働基準法「専門業務型裁量労働制の対象業務を追加」(予定)**

2024年、専門業務型裁量労働制の対象業務に銀行や証券会社で働く、企業の合併・買収(M&A)や事業承継の助言をする「M&Aアドバイザー」業務を追加するとされています。

～お知らせ～

協会けんぽでは、2023年1月より各種申請書等が新書式に変更となります。協会けんぽHPよりダウンロードいただけます。新しい様式を使用するようご案内ください。

1月31日(火) 社員研修のため臨時休業となります。ご理解のほど、よろしく申し上げます。